

令和4年度 政務活動費 先進都市調査報告書

会派名	新緑会
議員名	早坂 博 羽立 秀光
調査実施年月日	令和4年11月15日(火)
調査先 自治体名等	東京都大田区
調査項目	高齢者、障がい者などの住宅確保要配慮者への支援について
調査目的	支援事業について調査
報告内容 実施したこと	<p>1 視察先(市町村)の概要 人口：729,100人 行政面積：61.86km²</p> <p>2 視察内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃等債務保証会社等の紹介・保証会社加入費助成について ・入居者死亡保険加入費の助成について
感想(まとめ) 本市へ生かせること等	<p>◎ 住宅確保支援事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大田区では、住宅に困窮する住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を図るため、大田区居住支援協議会、不動産関係団体等と連携した上で、不動産の紹介、入居に伴い必要となる経費の一部助成等(住宅確保支援事業)を行うことにより、住宅確保要配慮者の安定した居住生活を促進することが目的。 <p>① 入居者死亡保険加入費の助成(残存家財(遺品)の整理等)</p> <p>区内に引き続き1年以上入居し、65歳以上の単身高齢者が新たに民間賃貸住宅の賃貸契約を結ぶにあたり、残存家財整理費用等をカバーする部分の保険に加入した場合は、1回に限り初回加入費の一部を助成する。</p> <p>支払った保険料の50%(年/戸) 助成限度額 5,000円</p> <p>② 緊急連絡先代行サービスの紹介・利用助成</p> <p>区内に居住し、賃貸契約をするにあたり家賃債務保証会社等を利用の際に、真に緊急連絡先となる方がいない場合は、緊急連絡先になってくれる居住支援法人を詳記する。</p> <p>市民福祉団体協議会へ利用料金を賃貸期間2年間分として11,000円を支払う。</p> <p>初回2年間の利用料金の50% 助成金額(1回のみ) 5,000円 緊急通報サービス利用料の助成</p> <p>区内に引き続き1年以上入居し、民間賃貸住宅の賃貸借契約にあたり、大田区社会福祉協議会で緊急通報サービスの申し込みをした場合は、警備会社に支払う利用料の一部を1回に限り助成する。</p>

警備保障会社へ月額 2,750 円の利用料

初回 1 年間の利用料金の 50% を助成 助成金 (1 回のみ) 16,000 円
専用機器を設置することで、体の具合が悪くなったときやケガをした
時などに、緊急ボタンを押すと自動的に受信センターに通報され、2
4 時間 365 日、パトロール隊員が駆けつけて対応するシステム。
緊急時以外でも保健師、看護師、ケアマネージャー等の資格を有する
スタッフに、通話料・相談料ともに無料で生活・健康等の相談をする
ことができる。

③ 住宅探しのお手伝い

区では、民間賃貸住宅のあっせんは行っていないが、区内に 1 年以上
居住し、新たな住まいを探している住宅確保要配慮者のご相談に応じ
てくれる不動産について、関係団体協力のもと、協力不動産店リスト
を作成している。

対象者は、高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯、生活保護受給
世帯、外国籍住民世帯。

④ 家賃等債務保証会社等の紹介・保証会社加入費助成

《家賃等債務保証会社等の紹介》

区内に居住し、民間賃貸住宅の賃貸借契約にあたり保証会社を利用し
たい場合は、区と協定を結んでいる保証会社等を紹介する。

対象者は、高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯、生活保護受給
世帯、外国籍住民世帯。

《保証会社加入費助成》

区内に引き続き 1 年以上居住し、民間賃貸住宅の賃貸借契約をする
にあたり、国の登録制度に登録された家賃債務保証業者または全国保
証機構が行う保証制度に加入する場合、1 回に限り加入費の一部を助
成する。

支払った加入費の 50% 助成限度額 12,000 円

【感想】本市の高齢者、障がい者などの住宅確保要配慮者への支援を考え
る上で、大変参考になりました。